

第8節 区画線

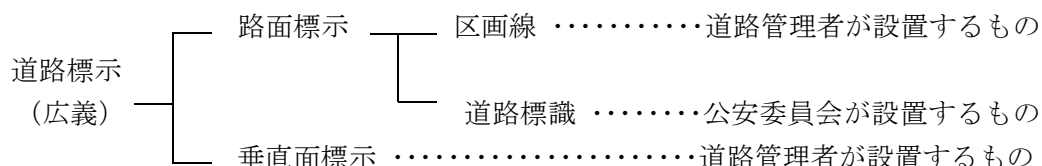
別紙2

9-8-1 基本事項

区画は道路標識とともに交通を整理誘導し、あるいは規制する施設であり、交通管理施設として極めて重要なものである。

この表示は下記によるものとし、詳細については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）によるものとする。

9-8-2 道路標示（広義）の種類



(1) 設置区分及び区画線と道路標示との関係

「区画線」とは、道路管理者が設置するものであり、「道路標示」とは、公安委員会が設置するものである。また、その両者の関係は、表9-8-1によるものとする。

表9-8-1 区画線道路標示との関係

区 画 線		道 路 標 示	
種 類	設置場所と設置区分	種 類	表示する意味と設置区分
車道中央線 (101)	① 車道(軌道敷である部分を除く。)の幅員が5.5メートル以上の区間内の中央を示す必要がある車道の中央	中央線 (205) (指示表示)	① 道路の中央であること又は道交法第17条第3項の道路標示による中央線であること。
	② 車道幅員6メートル以上の区間のうち右記の区間を除く全区間		② 道交法第17条第3項の規定により、日又は時間を限って中央線の変移を行なう区間及び同法第30条第4号の規定により道路の両側について追越し禁止の指定をする区間
車線境界線 (102)	① 4車線以上の車道の区間内の境界線を示す必要がある区間の車線の境界 ② 直轄管理区間、有料道路区間その他道路の新改築に伴って設置する場合(右記の区間を除く。)	車線境界線 (206) (指示表示)	① 4車線以上の道路の区間内の車線の境界であること。
		車両通行帯 (109) (規制表示)	① 道交法第2条第1項第7号に規定する車両通行帯であること。 ② 道交法第20条第3項の規定により同条2項に規定する通行区分と異なる車両通行区分を指定する車両通行帯を設ける場合

車道外側線 (103)	① 車道の外側の縁線を示す必要がある区間の車道の外側 ② 必要な区間	路側帯 (108の4) (規制表示)	① 道交法第2条第1項第3号の4に規定する路側帯であること。
歩行者横断指導線 (104)	① 歩行者の車道の横断を指導する必要がある箇所	横断歩道 (201) (指示表示)	① 道交法第2条第1項第4号に規定する横断歩道であること ② 全箇所
車道幅員の変更 (105)	① 異なる幅員の車道の接続点で車道の幅員の変更を示す必要がある場所 ② 全箇所		
路上障害物の接近 (106)	① 車道における路上障害物の接近を示す必要がある場所 ② 右記の箇所を除く全箇所	安全地帯又は路上障害物に接近 (208) (指示表示)	① 安全地帯又は路上障害物に接近しつつあること ② 安全地帯への接近箇所
導流帯 (107)	① 車両の安全かつ円滑な走行を誘導する必要がある場所 ② 原則として道路管理者	導流帯 (208の2) (指示表示)	① 車両の安全かつ円滑な走行を誘導するために設けられた場所であること
路上駐車場 (108)	① 路上駐車場の外縁(歩道に接するものを除く。) ② 全箇所		

注 1) 「種類」の欄中カッコ内の数字は、標識令により定められた「番号」を示す。

注2) 「設置場所と設置区分」の欄中①は設置場所又は表示する意味を、②は前期通達に基づいて定められた設置区分を示す。なお、この設置区分は、有料道路の場合には適用されず、この場合にはすべて道路管理者が設置するものとし、その他の道路についても、従前からの慣行がある場合その他特別の事情がある場合でこの設置区分により難しいときは、両者の協議により、これと異なる区分によることができるものとされている。

注 3) 設置区分については次の定めがある。

ア 前表は簡易な舗装を除く舗装済区間に適用するものとする。

イ 設置の際は相互に連絡のうえ両者においてあらかじめ十分協議するものとする。

ウ 設置後の維持管理は、原則として当初の設置者が実施するものとする。

9－8－3 使用区分

中心線 溶融形 (JIS 5665 3種) 厚1.5mm

外側線 加熱形 (JIS 5665 2種)

9-8-4 設置様式（土木工事設計マニュアル P3-4-32～3-4-33）

ペイントによる「車道中央線」「車線境界線」「車道外側線」の設置時の長さ、間隔及び幅については、次表に示す値を標準とする。

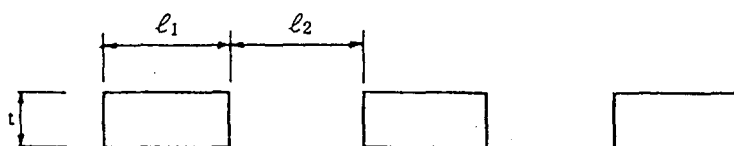
表9-8-2 [参9-17p. 3-4-32]

（単位：m）

		標識令の規定	標準値		
			①都市部の道路	②地方部の道路及び自動車専用道路（③を除く）	③設計速度80km/h以上の自動車専用道路
車道中央線 （実線2本）	幅（ t ）	0.10～0.15	0.15	0.15	0.15
	実線間隔（ d ）	0.10～0.15	0.15	0.15	0.15
車道中央線 （実線1本）	幅（ t ）	0.15～0.20	0.20	0.20	0.20
車道中央線 （破線）	長さ（ l_1 ）	3.00～10.00	5.00	5.00	5.00
	間隔（ l_2 ）	3.00～10.00	5.00	5.00	5.00
	幅（ t ）	0.12～0.15	0.15(0.12)	0.15	0.15
車線境界線 （実線）	幅（ t ）	0.10～0.15	0.15	0.15	0.15
車線境界線 （破線）	長さ（ l_1 ）	3.00～10.00	6.00(5.00)	6.00(5.00)	8.00
	間隔（ l_2 ）	(1.0～2.0) l_1	9.00(5.00)	9.00(5.00)	12.00
	幅（ t ）	0.10～0.15	0.15	0.15	0.15
車道外側線	幅（ t ）	0.15～0.20	0.15	0.15	0.20

長さ（ l_1 ）、間隔（ l_2 ）、幅（ t ）及び実線間隔（ d ）は、次図に示すところによる。

（破線の場合）



（実線の場合）

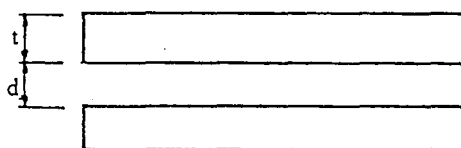


図9-8-1 [参9-17p. 3-4-33]

注)

(1) 上表中のかっこ書きの値については、次の場合に適用する。

ア 車道中央線（破線）の幅については、都市部で平均走行速度が低く、かつ、交通量が少ない道路に設けられる場合には、0.12mとすることができる。

イ 車線境界線に破線を用いる場合の長さと同隔の比（ $l_1 : l_2$ ）については、曲線半径の小さい曲線部又は縦断勾配の急な箇所等、特に区画線の連続的視認性を良好に保つ必要のある区間、あるいは都市部にあつて交差点間隔の特に狭い地域等では比率を1：1まで縮小することができる。

この場合は $l_1 = l_2 = 5\text{m}$ とする。

- (2) 上表中③に分類される自動車専用道路にあっても、設計速度以下の速度規制が実施される場合には、規制期間等を考慮のうえ、②と③いずれの標準値によるかを選択するものとする。
- (3) ここに示した道路区画線の標準値は、新設又は改築を行う道路（高速自動車国道及び都市高速道路は除く。）に適用するものとし、既設の道路については、区画線の塗り換え、舗装の打ち換え、オーバーレイ等の機会をとらえて漸次標準値に近づけていくものとする。

ただし、車線境界線（破線）については、塗り換えの際は（ $1_1 + 1_2$ ）を既設のままとし、暫定的に比率（ $1_1 : 1_2$ ）だけを標準に合わせ、舗装の打ち換えオーバーレイ等を実施する際に前後の道路との連続性、当該箇所の延長等を考慮して適宜標準値へ移行するよう措置するものとする。

9-8-5 設置方法

(1) 車道中央線〔101〕〔中央線（205）〕

ア 2車線の道路に設置する場合

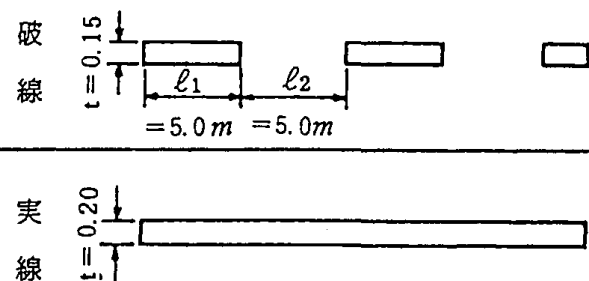
種類	様式	色彩
車道中央線		白

図9-8-2〔参9-17p.3-4-34〕

- ア) 中央分離帯の設置されていない道路で車道幅員5.5m以上の道路に設置する。
- (イ) 車道幅員が6.0m未満については、 $t = 0.15\text{m}$ とし、6.0m以上については、 $t = 0.2\text{m}$ とする。
- (ウ) チャッターバー、ロードマーカ等を設置する場合は、その使用目的と必要の程度を考慮して決めること。
- (エ) 車道中央線は一般的に破線長5mとするが、次の各号に該当する場合には実線とする。
- 道路のまがりかど付近又は勾配の急な下り坂
(道路の曲線部 $R = 300\text{m}$ 以下、勾配5%以上で $l = 100\text{m}$ 以上の下り坂)
 - 上り坂の頂上附近
 - トンネル（車両通行帯の設けられたもの以外のトンネル）
 - 橋梁、高架橋等で重大事故の発生が予想される区間。
 - 交差点、踏切または横断歩道及びこれらの手前の側端から前に30mの区間。

イ 4車線の道路に設置する場合

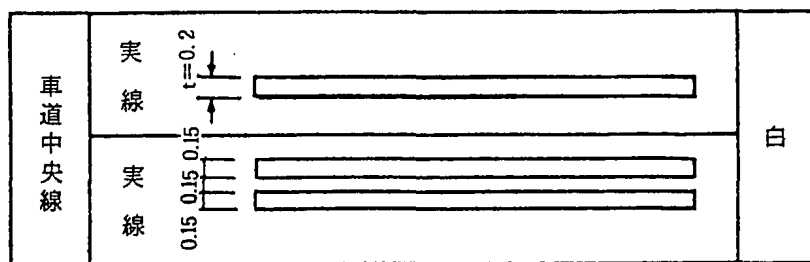


図9-8-3 [参9-17p. 3-4-35]

新設又は改築の4車線以上の道路で、やむを得ず中央帯を設けず車道中央線を引く場合には、実線2本の設置が望ましい。

この場合、車線幅員は車道中心線からとるものとする。したがって、中央寄りの車線については、実質的な通行幅（図9-8-4のa）が減少することになるが、路肩幅員の余裕等条件が許せば車線幅員を拡げて必要な通行幅を確保することができる。

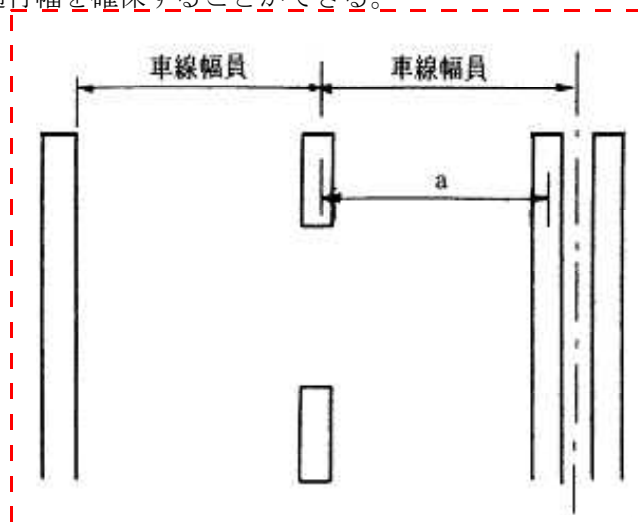


図9-8-4 [参9-17p. 3-4-35]

(2) 車線境界線 (102)

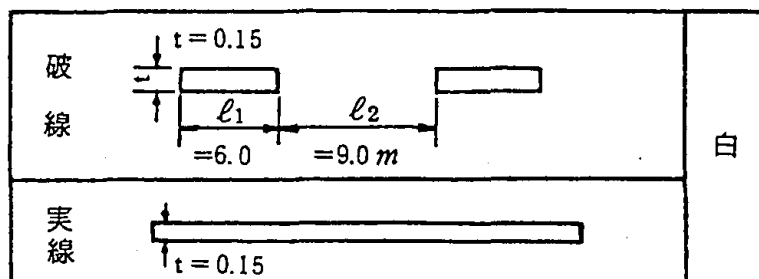


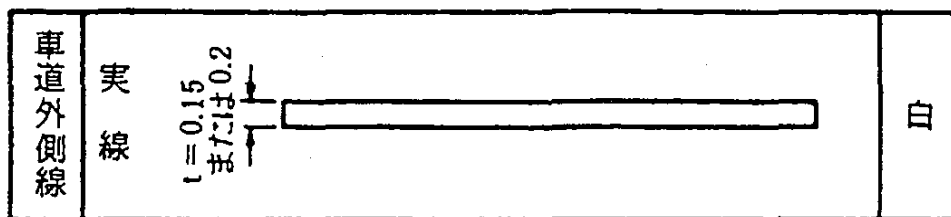
図9-8-5 [参9-17p. 3-4-36]

ア 片側2車線以上の車道に設置する。

通常の場合は、破線とする。

イ 実線は「車両が車線を変更する場合、横断・転回・右左折・駐停車等のために横切る場合をのぞき、この線をこえてはならない」ことから、具体的な箇所は車道中央線と同じ箇所にする。

(3) 車道外側線 (103)



注) $t = 0.2$ は設計速度80km/h以上の場合

図9-8-6 [参9-17p. 3-4-36]

車道外側線設置基準		
車道幅員	車道幅員 よりの距離	幅員構成図
5.5m の場合	2.75m	
6.5m の場合	3.25m	
7.5m の場合	3.25m	
9.0m の場合	①3.25	
	②3.25	
外側線部分の詳細		

図9-8-7 車道外側線設置基準 [参9-17p. 3-4-36]

- 注) 1 車道外側線は原則として全区間に設置する。
 ただし、既設歩道箇所および歩道設置計画箇所では歩道と車両間が0.49未満の幅しか、とれない時は設置しなくてもよい。
- 2 幅員構成のうちbは自転車道で自転車交通量の多い場合は考慮しなくてもよい。
- 3 幅員構成のうちcは自転車歩行者道とした場合。
- 4 車道幅員が9.0m～12.0mについては場所によって検討すること。
- 5 交差し又は分岐する道路の車道幅員が4m未満の場合は連続させるものとし、4m以上の場合は隅切で切断するものとする。

(4) 車道幅員の変更 (105)

- ア 車道幅員の異なる接続点の全てに設置する。
- イ 車道幅員を変更する場合の摺付長は原則として $l = 15 \sim 50 d$ とする。
- ウ 交差箇所を境界として幅員を変える場合は、交差箇所前後の拡幅を考慮すること。

(5) 路上障害物の接近 (106)

- ア 本表示の外周線の内側にチャッターバー等を設置することができる。

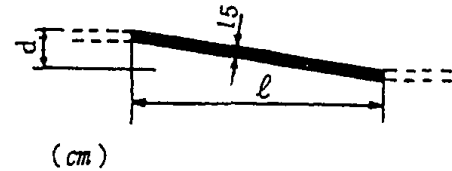


図9-8-8 [参9-17p. 3-4-37]

- イ 障害物には垂直面表示（黒黄反射塗装）及び視線誘導標等を設置すること。

(ア) 片側に避ける場合

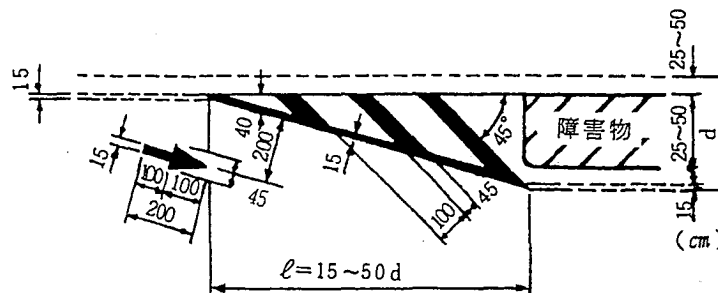


図9-8-9 [参9-17p. 3-4-37]

(イ) 両側に避ける場合

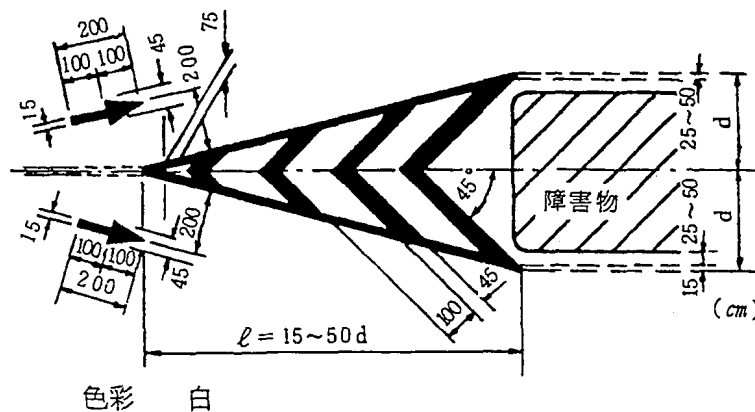


図9-8-10 [参9-17p. 3-4-38]

(6) 導流帯 (107)

- ア 複雑、変形交差点において各方向の通行路を示す必要がある場合で、縁石による導流施設を設けるスペースがないとき、又は縁石による施設では衝突のおそれのある場合。
- イ 道路の区間において対向又は同方向の流れを分離する必要がある場合（中央分離帯として用いる場合）
- ウ 車道幅員が変化する場合
- エ 交差点において車両の進行路を特に示す必要がある場合。
 - 細道路が斜めに交差する場合
 - 右折車が多い場合

オ 交差点が変形又は広過ぎるため中心点を示し、右折車両を誘導する必要がある場合。

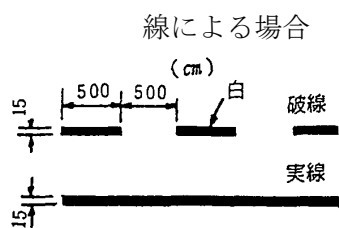


図9-8-11 [参9-17p. 3-4-38]

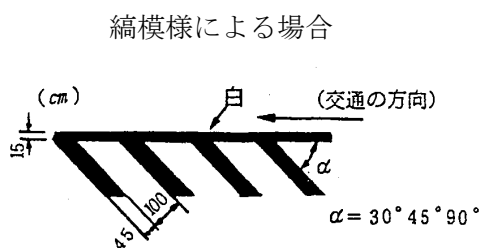


図9-8-12 [参9-17p. 3-4-38]

(7) 路上駐車場 (108)

旧道敷等で十分に駐車場として効用を発揮できるものは、(117-A)

と共に設置するものとする。

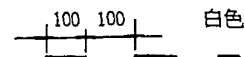


図9-8-13 [参9-17p. 3-4-38]

例) (1) 広い場合 (普通自動車が概ね5台以上駐車可能な場所)

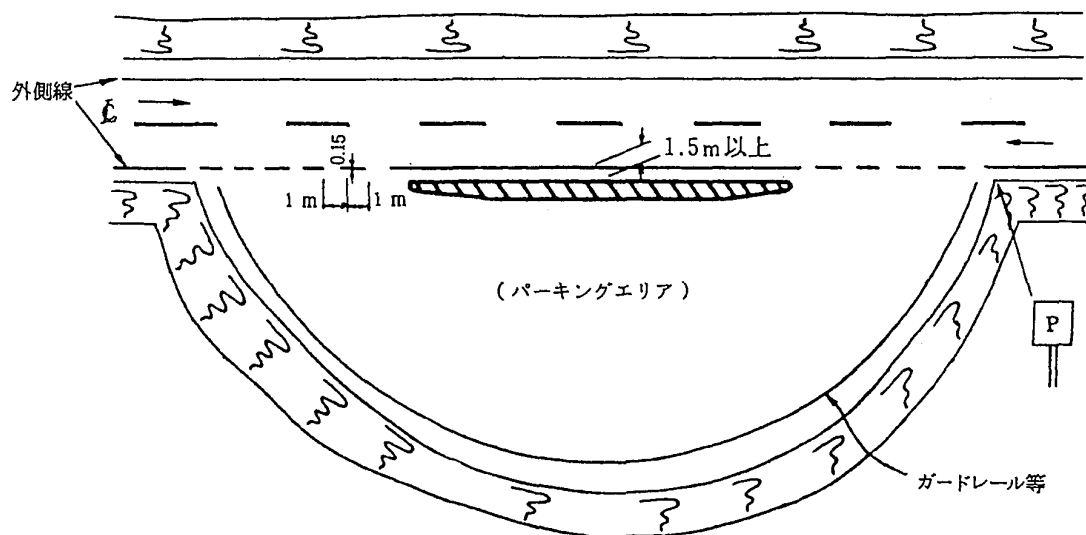


図9-8-14 [参9-17p. 3-4-39]

注) パーキングエリア内には、駐車ます標示の設置については、公安委員会と協議すること。

(規制の対象となる) 直角駐車、斜駐車等

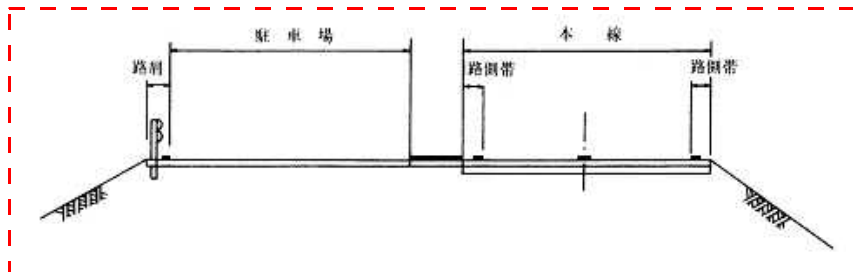


図9-8-15 [参9-17p. 3-4-39]

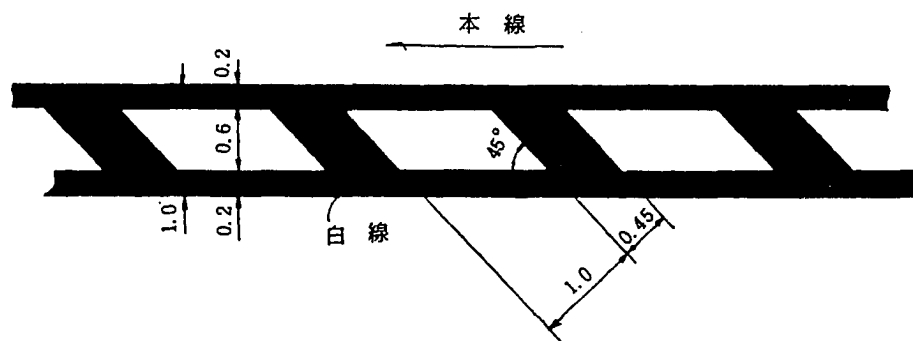


图9-8-16 [参9-17p. 3-4-40]

(2) せまい場合

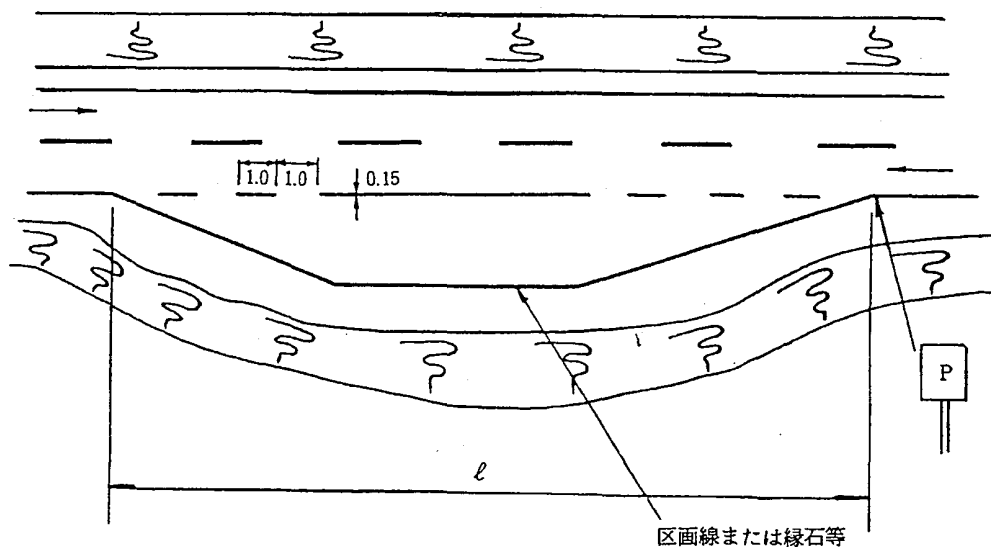


図9-8-17 [参9-17p. 3-4-40]

ℓが60m以上の場合は、街渠構造とする。

舗装構造については、8-9-1「駐車帯の舗装」を参照とすること。

(8) 登坂車線

交通量が多く、トラックの混入率も大きい区間において、縦断勾配が5%をこえる場合は必要に応じて登坂車線を設ける。

登坂車線の概略図は以下のとおりである。

登坂車線

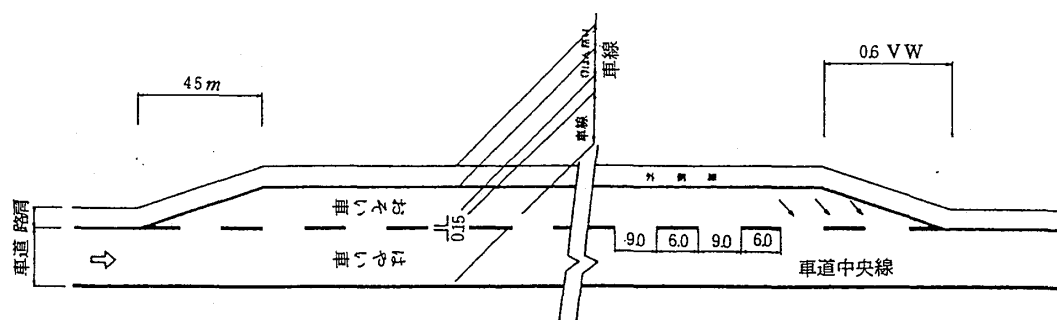


图9-8-18 [参9-17p. 3-4-41]

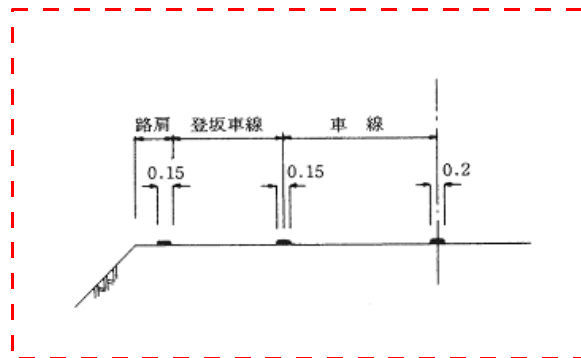
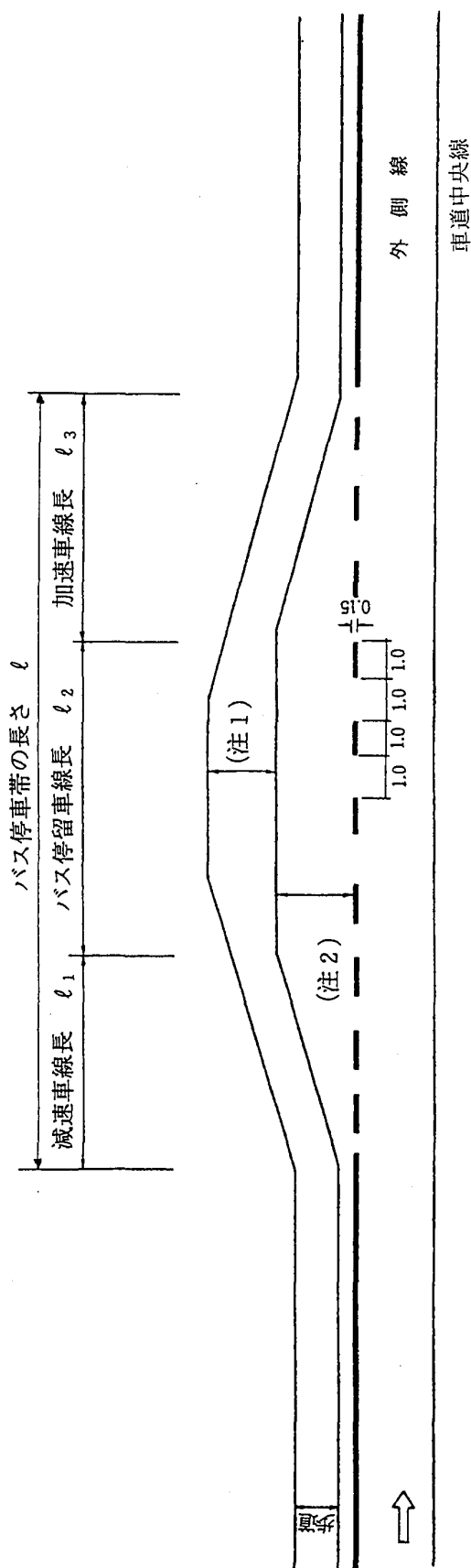


図9-8-19 [参9-17p. 3-4-41]

(9) バス停車帯 第4種の道路



- (注) バス停車帯設置にあたっては、歩道上にバスの乗降客が集まり、通過する自転車、歩行者の傷害となるため、歩道幅員は、前後の幅員より広くとる。
- (注2) 変速車線、停留車線の幅員は、原則として3.50mを確保するものとするが、やむを得ない場合、3.00mまで縮小することができる。

バス停車帯の長さ (第3種、第4種)

設計速度 V (km/h)	第3種の道路				第4種の道路			
	80	60	50	40	60	50	40	30
減速車線長 l_1 (m)	35 (95)	25	20	20	20	15	12	
バス停留車線長 l_2 (m)	15	15	15	15	15	15	15	
加速車線長 l_3 (m)	40 (140)	30	25	25	25	20	13	
バス停車帯の長さ l (m)	90 (250)	70	60	60	60	50	40	
織込み長 (m)	80	50	40	30	50	40	30	

() 内は部分出入制限の場合の値を示す。

図9-8-20 [参9-17p. 3-4-42]

9-8-6 幅員構成を定める区画線の設置位置

(1) 歩道のない場合

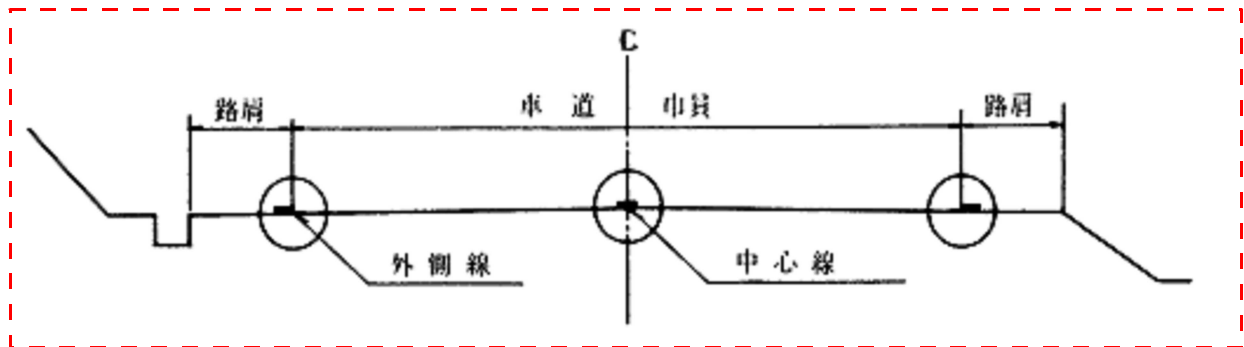
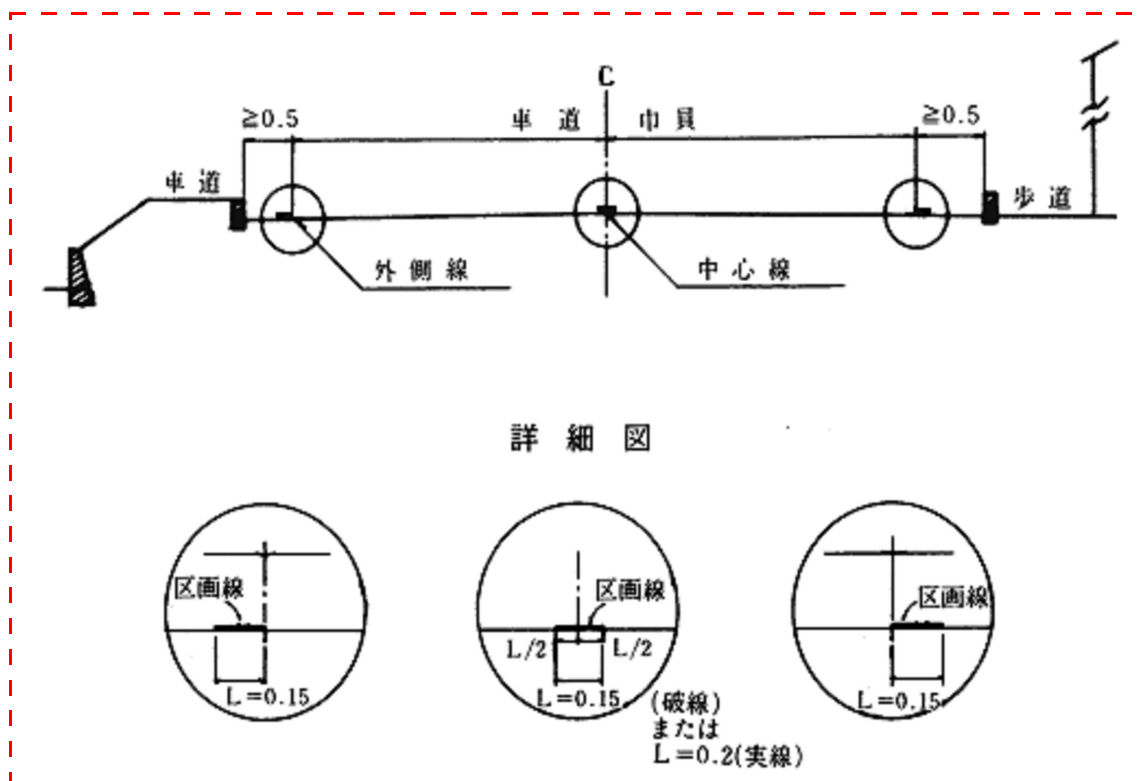


図9-8-21 [参9-17p.3-4-33]

(2) 歩道のある場合



(破線L=0.15、実線L=0.20)

図9-8-22 [参9-17p.3-4-34]

注 1) 歩道のある場合で路肩が0.49m以下のときは区画線を設けなくてもよい。

2) 車道幅員は車線幅を基準にする。

すなわち、1車線 $W=3.0\text{m}$ で2車線の場合は $W=3.0\times 2=6.0\text{m}$ となりおのこの、**外側線の車道内の内側の縁から中心線設置位置までの区画線**の中心からの距離となる。

9-8-7 片側拡幅部における中央線の設置位置

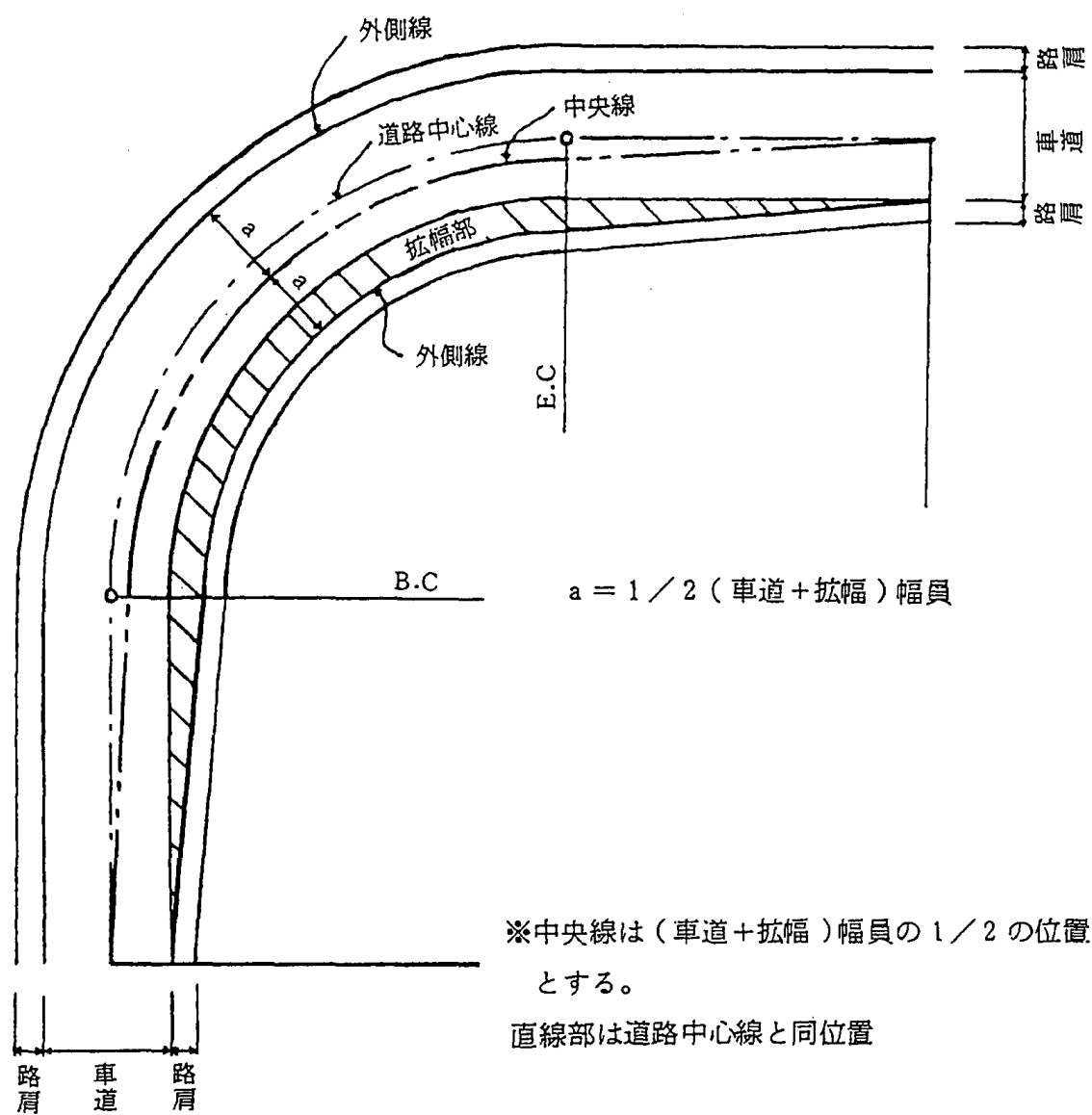


図9-8-23